

3. 一般議案

議案第 243 号

福岡市立清水ワークプラザ等に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立清水ワークプラザ及び福岡市立南障がい者フレンドホームの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立清水ワークプラザ及び福岡市立南障がい者フレンドホーム（合築）

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区荒戸三丁目 3 番 39 号

社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会

(3) 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

① 清水ワークプラザ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する「就労移行支援」、「就労継続支援（Ｂ型）」の事業に関する業務並びに施設及び附属設備の管理運営

② 南障がい者フレンドホーム

障がい者のための文化教養の講座、研修会及びレクリエーション、更生及び援護の相談等に関する事業の実施並びに施設及び附属設備の管理運営

(2) 応募資格

福岡市内又は福岡都市圏において、次のいずれかの社会福祉事業の実績があり（地方公共団体から委託されて実施している場合も含む。）、かつ現に経営している社会福祉法人で、安全かつ円滑に清水ワークプラザ及び南障がい者フレンドホームの管理運営ができる法人

① 障害者支援施設を経営する事業

② 障害福祉サービス（ただし、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の事業に限る）を経営する事業

(3) 応募者

1 団体

・社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会

(4) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会

委員 5 名

・学識経験者：松崎 佳子（広島国際大学大学院）

- ・保健福祉施設関係者 : 木高 徳典 (福岡県知的障がい者福祉協会)
- ・地域福祉関係者 : 平山 守 (福岡市民生委員児童委員協議会)
- ・弁護士 : 鬼塚 恒 (福岡県弁護士会)
- ・公認会計士 : 升永 清朗 (升永公認会計士事務所)

(5) 募集・選定経過

- ・第1回選定・評価委員会 令和5年6月15日 (募集要項及び選定基準決定)
- ・募集要項配付期間 令和5年6月29日から8月28日まで
- ・申請受付期間 令和5年8月21日から8月28日まで
- ・第2回選定・評価委員会 令和5年10月3日 (応募者プレゼン、委員審査)

(6) 指定管理料 (上限額)

① 清水ワークプラザ

令和6年度：0円 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の訓練等給付費収入等で運営)

② 南障がい者フレンドホーム

令和6年度：22,161千円

4 選定結果

(1) 審査基準

① 清水ワークプラザ

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	・施設の目的を理解している ・利用者である障がい者への理解、配慮した取り組みを考えている ・施設の管理運営への意欲があり、その準備を考えている
B	清水ワークプラザの効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	45点	・一般就労や工賃の増額など、就労支援の方策を考えている ・園内生活全般についてサービスの充実策を考えている ・保護者の負担軽減などの園外生活全般についてサービスの充実策を考えている ・施設を広く周知するための広報策を考えている ・障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業内容を考えている ・収支予算書が妥当であり、効率的運営のための工夫がなされている ・障がい者福祉サービス事業への実績がある
C	清水ワークプラザの運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	35点	・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している ・経済的な安定性、信頼性がみられる ・施設の維持管理の対応を考えている ・事故や災害時の対応を考えている ・個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	5点	・他の施設や地域との交流等への取り組み姿勢がみられる
合計		100点	

② 南障がい者フレンドホーム

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15 点	・施設の目的を理解している ・利用者である障がい者への理解や配慮をした取り組みを考えている ・施設の管理運営への意欲があり、その準備を考えている
B	南障がい者フレンドホームの効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	50 点	・文化・スポーツ・レクリエーション教室の実施の充実策や、自由又は新たな内容の計画を考えている ・更生相談の充実策を考えている ・施設主催の企画・イベントの充実策を考えている ・施設を広く周知するための広報策を考えている ・他のフレンドホームとの連携を考えている ・障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている ・収支予算書が妥当であり、効率的運営のための工夫がなされている
C	南障がい者フレンドホームの運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	30 点	・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している ・経済的な安定性、信頼性がみられる ・施設の維持管理の対応を考えている ・事故や災害時の対応を考えている ・個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	5 点	・他の施設や地域との交流等への取組姿勢がみられる
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

① 清水ワークプラザ

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員 5 名の平均点	事業費額による按分 (80%)
A	15点	14.0点	11.2点 (12点)
B	45点	38.2点	30.56点 (36点)
C	35点	31.2点	24.96点 (28点)
D	5点	4.2点	3.36点 (4点)
合 計	100点	87.6点	70.08点 (80点)

② 南障がい者フレンドホーム

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員 5 名の平均点	事業費額による按分 (20%)
A	15点	14.0点	2.8点 (3点)
B	50点	39.4点	7.88点 (10点)
C	30点	26.2点	5.24点 (6点)
D	5点	4.2点	0.84点 (1点)
合 計	100点	83.8点	16.76点 (20点)
参考：指定管理料提案額		22,100千円	

<清水ワークプラザ・南障がい者フレンドホーム>

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員 5 名の平均点
合 計	100点	86.84点

議案第 244 号

福岡市立なのみ学園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立なのみ学園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立なのみ学園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区天神三丁目 14 番 31 号

社会福祉法人 野の花学園

(3) 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する「就労移行支援」、「就労継続支援（B 型）」、「自立訓練」の事業に関する業務並びに施設及び附属設備の管理運営

(2) 応募資格

福岡市内又は福岡都市圏において、次のいずれかの社会福祉事業の実績があり（地方公共団体から委託されて実施している場合も含む。）、かつ現に経営している社会福祉法人で、安全かつ円滑になのみ学園の管理運営ができる法人

① 障害者支援施設を経営する事業

② 障害福祉サービス（ただし、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の事業に限る）を経営する事業

(3) 応募者

1 団体

・社会福祉法人 野の花学園

(4) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会

委員 5 名

・学識経験者	：松崎 佳子	（広島国際大学大学院）
・保健福祉施設関係者	：木高 徳典	（福岡県知的障がい者福祉協会）
・地域福祉関係者	：平山 守	（福岡市民生委員児童委員協議会）
・弁護士	：鬼塚 恒	（福岡県弁護士会）
・公認会計士	：升永 清朗	（升永公認会計士事務所）

(5) 募集・選定経過

・第 1 回選定・評価委員会	令和 5 年 6 月 15 日（募集要項及び選定基準決定）
・募集要項配付期間	令和 5 年 6 月 29 日から 8 月 28 日まで
・申請受付期間	令和 5 年 8 月 21 日から 8 月 28 日まで
・第 2 回選定・評価委員会	令和 5 年 10 月 3 日（応募者プレゼン、委員審査）

(6) 指定管理料（上限額）

令和6年度：0円（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の
訓練等給付費収入等で運営）

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	・施設の目的を理解している ・利用者である障がい者への理解、配慮した取り組みを考えている ・施設の管理運営への意欲があり、その準備を考えている
B	なのみ学園の効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	45点	・一般就労や工賃の増額など、就労支援の方策を考えている ・園内生活全般についてサービスの充実策を考えている ・保護者の負担軽減などの園外生活全般についてサービスの充実策を考えている ・施設を広く周知するための広報策を考えている ・障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業内容を考えている ・収支予算書が妥当であり、効率的運営のための工夫がなされている ・障がい者福祉サービス事業への実績がある
C	なのみ学園の運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	35点	・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している ・経済的な安定性、信頼性がみられる ・施設の維持管理の対応を考えている ・事故や災害時の対応を考えている ・個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	5点	・他の施設や地域との交流等への取組み姿勢がみられる
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人野の花学園を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員 5 名の平均点
A	15点	14.0点
B	45点	39.4点
C	35点	31.6点
D	5点	4.2点
合 計	100点	89.2点

議案第 245 号

福岡市立東障がい者フレンドホームに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立東障がい者フレンドホームの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立東障がい者フレンドホーム

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区荒戸三丁目 3 番 39 号

社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会

(3) 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

障がい者のための文化教養の講座、研修会及びレクリエーション、更生及び援護の相談等に関する事業の実施並びに施設及び附属設備の管理運営

(2) 応募資格

安全かつ円滑に東障がい者フレンドホームの管理運営ができる社会福祉法人等の法人

(3) 応募者

1 団体

・社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会

(4) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会

委員 5 名

・学識経験者	：松崎 佳子	(広島国際大学大学院)
・保健福祉施設関係者	：木高 徳典	(福岡県知的障がい者福祉協会)
・地域福祉関係者	：平山 守	(福岡市民生委員児童委員協議会)
・弁護士	：鬼塚 恒	(福岡県弁護士会)
・公認会計士	：升永 清朗	(升永公認会計士事務所)

(5) 募集・選定経過

・第 1 回選定・評価委員会	令和 5 年 6 月 15 日 (募集要項及び選定基準決定)
・募集要項配付期間	令和 5 年 6 月 29 日から 8 月 28 日まで
・申請受付期間	令和 5 年 8 月 21 日から 8 月 28 日まで
・第 2 回選定・評価委員会	令和 5 年 10 月 3 日 (応募者プレゼン、委員審査)

(6) 指定管理料 (上限額)

令和 6 年度：31,076 千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15 点	・施設の目的を理解している ・利用者である障がい者への理解や配慮をした取り組みを考えている ・施設の管理運営への意欲があり、その準備を考えている
B	東障がい者フレンドホームの効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	50 点	・文化・スポーツ・レクリエーション教室の実施の充実策や、自由又は新たな内容の計画を考えている ・更生相談の充実策を考えている ・施設主催の企画・イベントの充実策を考えている ・施設を広く周知するための広報策を考えている ・他のフレンドホームとの連携を考えている ・障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている ・収支予算書が妥当であり、効率的運営のための工夫がなされている
C	東障がい者フレンドホームの運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	30 点	・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している ・経済的な安定性、信頼性がみられる ・施設の維持管理の対応を考えている ・事故や災害時の対応を考えている ・個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	5 点	・他の施設や地域との交流等への取組み姿勢がみられる
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員 5 名の平均点
A	15点	13.6点
B	50点	41.8点
C	30点	25.4点
D	5 点	4.6点
合 計	100点	85.4点
参考：指定管理料提案額		31,000千円

議案第 246 号

福岡市立博多障がい者フレンドホームに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立博多障がい者フレンドホームの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立博多障がい者フレンドホーム

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区荒戸三丁目 3 番 39 号

社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会

(3) 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

障がい者のための文化教養の講座、研修会及びレクリエーション、更生及び援護の相談等に関する事業の実施並びに施設及び附属設備の管理運営

(2) 応募資格

安全かつ円滑に博多障がい者フレンドホームの管理運営ができる社会福祉法人等の法人

(3) 応募者

1 団体

・社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会

(4) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会

委員 5 名

- | | | |
|------------|--------|------------------|
| ・学識経験者 | ：松崎 佳子 | (広島国際大学大学院) |
| ・保健福祉施設関係者 | ：木高 徳典 | (福岡県知的障がい者福祉協会) |
| ・地域福祉関係者 | ：平山 守 | (福岡市民生委員児童委員協議会) |
| ・弁護士 | ：鬼塚 恒 | (福岡県弁護士会) |
| ・公認会計士 | ：升永 清朗 | (升永公認会計士事務所) |

(5) 募集・選定経過

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| ・第 1 回選定・評価委員会 | 令和 5 年 6 月 15 日 (募集要項及び選定基準決定) |
| ・募集要項配付期間 | 令和 5 年 6 月 29 日から 8 月 28 日まで |
| ・申請受付期間 | 令和 5 年 8 月 21 日から 8 月 28 日まで |
| ・第 2 回選定・評価委員会 | 令和 5 年 10 月 3 日 (応募者プレゼン、委員審査) |

(6) 指定管理料 (上限額)

令和 6 年度：29,662 千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15 点	・施設の目的を理解している ・利用者である障がい者への理解や配慮をした取り組みを考えている ・施設の管理運営への意欲があり、その準備を考えている
B	博多障がい者フレンドホームの効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	50 点	・文化・スポーツ・レクリエーション教室の実施の充実策や、自由又は新たな内容の計画を考えている ・更生相談の充実策を考えている ・施設主催の企画・イベントの充実策を考えている ・施設を広く周知するための広報策を考えている ・他のフレンドホームとの連携を考えている ・障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている ・収支予算書が妥当であり、効率的運営のための工夫がなされている
C	博多障がい者フレンドホームの運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	30 点	・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している ・経済的な安定性、信頼性がみられる ・施設の維持管理の対応を考えている ・事故や災害時の対応を考えている ・個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	5 点	・他の施設や地域との交流等への取組み姿勢がみられる
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員 5 名の平均点
A	15点	13.8点
B	50点	42.6点
C	30点	26.0点
D	5 点	4.4点
合 計	100点	86.8点
参考：指定管理料提案額		29,600千円

議案第 247 号

福岡市立点字図書館に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立点字図書館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立点字図書館

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区荒戸三丁目 3 番 39 号

一般社団法人 福岡市視覚障害者福祉協会

(3) 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

点字図書、録音図書その他視覚障がい者の利用を目的として情報を記録したものを収集及び保存して、視覚障がい者の利用に供する業務、点訳及び朗読等に携わるボランティアの指導及び育成を行い、その活動を援助する等の事業の実施並びに施設及び附属設備の管理運営

(2) 応募資格

安全かつ円滑に点字図書館の管理運営ができる社会福祉法人等の法人

(3) 応募者

1 団体

・一般社団法人 福岡市視覚障害者福祉協会

(4) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会

委員 5 名

- | | | |
|------------|--------|------------------|
| ・学識経験者 | ：松崎 佳子 | (広島国際大学大学院) |
| ・保健福祉施設関係者 | ：木高 徳典 | (福岡県知的障がい者福祉協会) |
| ・地域福祉関係者 | ：平山 守 | (福岡市民生委員児童委員協議会) |
| ・弁護士 | ：鬼塚 恒 | (福岡県弁護士会) |
| ・公認会計士 | ：升永 清朗 | (升永公認会計士事務所) |

(5) 募集・選定経過

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| ・第 1 回選定・評価委員会 | 令和 5 年 6 月 15 日 (募集要項及び選定基準決定) |
| ・募集要項配付期間 | 令和 5 年 6 月 29 日から 8 月 28 日まで |
| ・申請受付期間 | 令和 5 年 8 月 21 日から 8 月 28 日まで |
| ・第 2 回選定・評価委員会 | 令和 5 年 10 月 3 日 (応募者プレゼン、委員審査) |

(6) 指定管理料 (上限額)

令和 6 年度：42,335 千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15 点	- 点字図書館の目的を理解している - 利用者である障がい者への理解、配慮した取り組みをしている - 施設の管理運営への意欲があり、その準備を考えている
B	点字図書館の効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	45 点	- 図書等の収集、保存やボランティアの指導・育成、広報啓発やデジタル化の推進など、利用者サービスの向上策を考えている - 総合図書館との連携を考えている - 障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業内容を考えている - 収支予算書が妥当であり、効率的運営のための工夫がなされている
C	点字図書館の運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	35 点	- 管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している - 経済的な安定性、信頼性がみられる - 施設の維持管理の対応を考えている - 事故や災害時の対応を考えている - 個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている
D	その他	5 点	利用者、ボランティア等との交流等への取組み姿勢がみられる
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、一般社団法人福岡市視覚障害者福祉協会を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員 5 名の平均点
A	15点	13.6点
B	45点	37.6点
C	35点	30.6点
D	5 点	4.4点
合 計	100点	86.2点
参考：指定管理料提案額		42,335千円

議案第 248 号

福岡市立老人福祉センター長生園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立老人福祉センター長生園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立老人福祉センター長生園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市西区拾六町一丁目 20 番 1 号

社会福祉法人まごころ会

(3) 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 募集及び選定の概要

(1) 業務の内容

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション、各種相談等に関する事業の実施、施設及び附属設備の管理運営

(2) 指定管理者指定の理由（非公募の理由）

老人福祉センターについては、令和 6 年度から、機能強化に向けた施設整備を実施予定であり、その間、現在の指定管理者である社会福祉法人まごころ会を指定管理者として指定するもの。

(3) 老人福祉センター指定管理者選定委員会

選定委員 5 名

- ・保健福祉審議会 : 小川 全夫 (福岡市保健福祉審議会)
- ・保健福祉審議会 : 鳩野 洋子 (福岡市保健福祉審議会)
- ・税理士 : 中川 真紀 (九州北部税理士会)
- ・弁護士 : 吉永 裕介 (福岡県弁護士会)
- ・利用者 : 行友 ハルミ (福岡市老人クラブ連合会)

(4) 指定管理料（上限額）

令和 6 年度 : 34,296 千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	・福岡市保健福祉総合計画の方向性と、センターの目的を理解している。 ・利用者である高齢者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある。
B	センターの効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	35点	・利用者サービスの向上策を考えている。 ・高齢者ニーズを把握し、健康増進また積極的な社会参加促進につながる実現性の高い事業計画を考えている。併せて「健康づくり」「就業・創業支援」に関する効果的な取り組みが提案されている。 ・経費削減のための工夫がなされている。
C	センターの管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要な能力が十分であること	40点	・経済的な安定性、信頼性がみられる。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D	その他	10点	・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み姿勢がみられる。 ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある。 ・地場中小企業や障がい者・高齢者雇用への配慮がみられる。
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人まごころ会を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員5名の平均点
A	15点	13.8点
B	35点	24.4点
C	40点	32.0点
D	10点	7.4点
合 計	100点	77.6点
【参考】指定管理料提案額		34,250千円